第10次三木市交通安全計画(概要版)

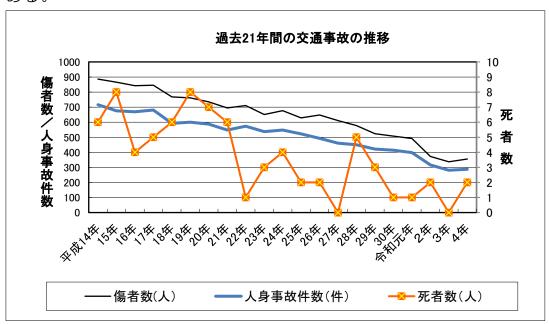
本計画は、交通安全対策基本法第 26 条に基づき、令和 5 年度から 9 年度までの 5 年間の交通安全に関する市の基本的な方針を定めたものです。本市の交通状況や社会情勢等を踏まえ、「高齢者や子ども等の交通弱者の安全確保」を最重点に取組みます。

なお、具体的な交通安全対策は、三木市総合計画の中で打ち出している安全・安心なまちづくりの基本方針を踏まえ、年度毎に個別に定める「三木市交通安全市民運動実施要綱」や「子どもの移動経路交通安全プログラム」等において実施します。

1 交通安全についての目標

(1) 三木市の交通事故の現状

- ・第 9 次計画期間中 (平成 23 年~27 年) の死者数は 11 人で、目標の 25 人を大きく下回った。
- ・年間傷者数は最大 676 人で目標の 695 人を下回った。
- ・第 9 次計画期間直後の平成 28 年から令和 4 年までの 7 年間の死者数は 14 人、年間傷者数は最大 578 人で、死者数、傷者数ともに減少傾向に ある。



(2)交通環境を取り巻く状況

- ・本格的な人口減少と少子高齢化社会が進行している。
- ・高齢者の死者数は全体の約6割を占める。
- ・横断歩道に関する交通ルールの周知が必要である。
- ・自転車の利用者の増加が見込まれる。
- ・日本の交通ルールについて外国人に対する交通安全教育が必要である。

(3)交通安全計画における目標

ア 本計画における死者数は5年間で10人を下回ることとする。

イ 本計画における年間の傷者数は 492 人を下回ることとする。

指標	区分	第 9 次計画 (H23~H27)		第9次計画期間直後 (H28~R4)		第 1 0 次計画 (R 5 ~R 9)
		目標	実績	目標	実績	目標
死者数	期間総数	25 人	11 人	1	14 人	10 人未満
	年平均	5 人	2.2 人	ı	2.0 人	2.0 人未満
傷者数	年最大	695 人	676 人	ı	578 人	※492人未満

[※]第 10 次計画の傷者数の目標は、第 9 次計画直後からの 7 年間のうち、新型コロナウイルス感染症による行動制限のあった直近 3 年間を除いた期間の最低傷者数

2 交通安全についての対策(主な事項)

(1)交通環境の整備

自転車

- ◆ 「三木市自転車活用推進計画」に基づき、自転車専用 通行帯等の整備を進め、自転車通行空間の創出の推進。
- ◆正しい乗り方や交通ルールの普及啓発による自転車の 安全利用の促進。

生活道路

- ◆「子どもの移動経路交通安全プログラム」に基づく通 学路等の安全・安心な通行空間の創出の推進。
- ◆快適な通行空間の十分な確保及び、視覚障がい者誘導 用ブロックや歩行者用案内標識が整った歩道の整備。

(2)交通安全思想の普及徹底

安全教育

- ◆幼児、小学生、中学生、高齢者、障がい者に対する交 通安全教室の実施。
- ◆外国人に対する交通安全講習会への参加の促進。

普及啓発

- ◆交通ルールの周知や横断歩道合図(アイズ)運動の推進よる横断歩行者の安全確保。
- ◆ 高齢運転者による事故の被害軽減に効果が期待できる 先進安全技術装備の必要性についての啓発の推進。

(3)救助・救急活動の充実

救助・救急

- ◆交通事故による救助・救急活動を適切に実施するため の救助体制の整備及び救急体制の充実。
- ◆早期医療介入による傷病者の予後改善をめざした、ド クターカーやドクターへリ等の活用の促進。